

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 22 日

熊谷市長 富岡



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
西部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	45 経営体
集落営農（任意組織）	5 組織
合計	51 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けるとともに、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人も、農地中間管理機構に農地を貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手の分散錯圃を解消することにより、コスト低減等をはかり、これにより耕作放棄地を解消する。